

●香川県告示第246号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成20年5月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
3712013055	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会豊浜事業所 (変更前) 観音寺市豊浜町姫浜1260番地1 (変更後) 観音寺市豊浜町和田浜1544番地1	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 香川県観音寺市坂本町1丁目1番6号	平成20年4月1日	居宅介護 重度訪問介護
3712001118	セントケア丸亀 (変更前) 丸亀市郡家町1813-1 (変更後) 丸亀市川西町北618番地1	セントケア香川株式会社 香川県高松市中新町11番地1	平成20年4月8日	居宅介護 重度訪問介護
3712000813	プリンハウス有限会社 (変更前) 高松市藤塚町二丁目11-20藤塚コーポラス201号 (変更後) 高松市御坊町1番地3	プリン・ハウス有限会社 香川県高松市御坊町1番地3	平成20年2月29日	居宅介護 重度訪問介護